

医療資源の分類

参考資料4

医療資源	分類	出典
地域医療支援病院	<p>地域医療の充実と効率的な医療提供体制を確立する上で医療機関の適切な役割分担と業務連携が重要であるとの認識のもと、患者に身近な地域でかかりつけ医等が第一線の医療を担い、地域医療支援病院はこれらへの支援を通じて地域医療の確保を図るものとして、平成9年の第3次改正医療法に位置づけられたもの。 ※地域医療支援病院の主な承認要件の概要</p> <p>(1)他の病院または診療所から紹介された患者に対して医療を提供する体制が整備されていること (2)当該建物の一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。 (3)救急医療を提供する能力を有すること。 (4)地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。 (5)原則200床以上であること。ただし、病床の種別は問わない。 (6)必要な構造設備・施設を有すること。</p> <p>(大阪府保健医療室保健医療企画室より)</p>	大阪府ホームページ
在宅療養支援病院	<p>診療所のない地域において、在宅療養支援診療所と同様に、在宅医療の主たる担い手となっている病院</p> <p>【主な施設基準】</p> <p>① 200床未満又は4km以内に診療所がない病院 ② 24時間連絡を受ける体制を確保している ③ 24時間往診可能である ④ 24時間訪問看護が可能である ⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している ⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報を提供している ⑦ 年に1回、看取りの数を報告している</p> <p>注2:④の訪問看護については、連携する保険医療機関や訪問看護ステーションにおける対応でも可</p> <p>(H25.5.29 医療保険部会 参考資料)</p>	
在宅療養支援診療所	<p>地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所</p> <p>【主な施設基準】</p> <p>① 診療所 ② 24時間連絡を受ける体制を確保している ③ 24時間往診可能である ④ 24時間訪問看護が可能である ⑤ 緊急時に入院できる病床を確保している ⑥ 連携する保険医療機関、訪問看護ステーションに適切に患者の情報を提供している ⑦ 年に1回、看取りの数を報告している</p> <p>注1:③、④、⑤の往診、訪問看護、緊急時の病床確保については、連携する保険医療機関や訪問看護ステーションにおける対応でも可</p> <p>(H25.5.29 医療保険部会 参考資料)</p>	厚生労働省ホームページ
強化型在宅療養支援診療所・病院	<p>複数の医師が在籍し、緊急往診と看取りの実績を有する医療機関(地域で複数の医療機関が連携して対応することも可能)が往診料や在宅における医学管理等を行った場合に高い評価を行う。</p> <p>【主な施設基準】</p> <p>① 在宅医療を担当する常勤の医師が3名以上配置 ② 過去1年間の緊急の往診の実績10件以上有する ③ 過去1年間の在宅における看取りの実績を4件以上有している 複数の医療機関が連携して上記の要件を満たしても差し支えないが、それぞれの医療機関が以下の要件を満たしていること イ 過去1年間の緊急往診の実績4件以上 ハ 過去1年間の看取りの実績2件以上</p> <p>(H26.3.20 在宅医療推進会議資料)</p>	
在宅療養後方支援病院	<p>在宅医療を行うにあたり、緊急時における後方病床の確保が重要であることから、在宅療養後方支援病院を新設し評価を行う。</p> <p>[施設基準] ① 許可病床200床以上の病院であること ② 当該病院を緊急時に入院を希望する病院としてあらかじめ当該病院に届け出ている患者(以下、入院希望患者という)について緊急時に対応し、必要があれば入院を受け入れること ③ 入院希望患者に対して在宅医療を提供している医療機関と連携し、3月に1回以上、診療情報の交換をしていること。</p> <p>(H26.3.20 在宅医療推進会議資料)</p>	